

「日本体力医学会健康科学アドバイザー」称号授与内規

(平成 23 年 9 月 15 日の理事会で承認)

(平成 25 年 7 月 19 日の理事会で改定)

(目的)

第 1 条 本内規は日本体力医学会（以下「学会」とする）主催のスポーツ医学研修会の所定の単位を修得した者に対して、称号を授与するための方法と手続き等の必要事項を定めたものである。

(称号名)

第 2 条 授与する称号は、「日本体力医学会健康科学アドバイザー」とする。

(称号授与の審査要件)

第 3 条 「日本体力医学会健康科学アドバイザー」の称号授与の審査を受けようとする者は、次の条件を備えなければならない。

1. 学会が行う「スポーツ医学研修会」（以下「研修会」とする）の全課程を履修し、所定の単位を修得し、修了試験に合格していること。
2. 1. の修了試験に合格し、学会入会手続きをしていること。

第 4 条 「日本体力医学会健康科学アドバイザー」の称号授与の審査を受けようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

1. 称号授与申請書
2. 修了試験合格証書の写し
3. 所属長の発行する業務内容証明書
4. 所属長の推薦書
5. 履歴書
6. 登録料払込受領証の写し

(審査会)

第 5 条 「日本体力医学会健康科学アドバイザー」称号授与の審査をするため、学会に称号委員会(称号授与審査会を含む)を置く。

第 6 条 称号授与審査会（以下「審査会」とする）の構成は次のようにする。

1. 審査会の会員は学術委員会の中から学術委員長が若干名を選任し、理事会の議を経て理事長が委嘱する。
2. 審査会の会員の任期は 3 年とし、再任を妨げない。
3. 審査会長は審査会の会員の互選により選出する。

第 7 条 審査会の運営は次のようにする。

1. 審査会は毎年開催し、必要があれば随時開催できる。
2. 審査結果は理事長に提出する。

(称号授与の手続き)

第 8 条 称号授与の手続きは次のようにする。

1. 理事長は審査会の審査結果を理事会に提出する。
2. 理事会は「日本体力医学会健康科学アドバイザー」の称号授与の可否を決定し、総会で報告をするものとする。

(称号授与の発行と更新について)

第9条 理事会で称号授与が認められた者に対して、理事長は「日本体力医学会健康科学アドバイザー」の称号（日本体力医学会健康科学アドバイザー証）を発行し、原簿にその氏名を登録する。

第10条 称号の登録期間は5か年間とし、学会が指定した教育企画に参加し、別に定める称号継続再研修基準単位を取得した者について称号の更新を行う。但し、3回の更新（称号継続期間が20年間）を行った者の称号認定は、終身とし、第11条以下は、適用しないものとする。

第11条 称号を更新しようとする者は、次の書類を提出しなければならない。

1. 称号継続申請書
2. 称号継続再研修基準単位申告書
3. 申請料払込受領証の写し

(称号の取り消し)

第12条 次の各号に該当するときは、称号を取り消すものとする。

1. 所定の更新を行わないとき。
2. 学会を退会したとき。

(称号の復活)

第13条 第12条1, 2のいずれかによって称号を取り消された者に対し、次の各号に該当する者には、称号を再び授与し、原簿への氏名の再登録を認める。

1. スポーツ医学研修会の基礎または応用コースカリキュラムのうち5科目を選択し、受講後、称号授与再審査に合格する。但し、別途定められた受講料を支払うものとする。
2. スポーツ医学研修会の修了試験を再度受験し、合格後、称号授与再審査に合格する。但し、別途定められた受験料を支払うものとする。

(附 則)

この内規は平成22年度スポーツ医学研修会受講者より適用する。

この内規の改定は理事会の議決を要する。

この内規は平成23年9月16日から施行する。